

(仮称) アートチャイルドケア野田東部みどり保育園 仮設園舎工事 工事入札公告文

令和 2 年 10 月 14 日

アートチャイルドケア株式会社は(仮称)アートチャイルドケア野田東部みどり保育園仮設園舎工事の施工者を競争入札で公募選定するため、入札参加者を令和 2 年 10 月 21 日 (水) 必着分まで受け付ける。入札は令和 2 年 10 月 29 日 (木) に行う。

1. 条件付一般競争入札に付する事項

- ・工事件名 (仮称) アートチャイルドケア野田東部みどり保育園 仮設園舎工事
- ・工事種別 仮設園舎工事 (建築一式工事) 及び解体工事
- ・工事場所 千葉県野田市鶴奉 228
- ・工事概要 仮設園舎 軽量鉄骨造 2階建て 約 613m²
- ・建設工期 契約締結の翌日から令和 3 年 1 月 29 日まで。
- ・解体工期 令和 4 年 1 月 1 日から令和 4 年 1 月 31 日まで。
- ・入札方法 一般競争入札

2.入札参加資格要件

この入札に参加を希望する者は次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1).野田市入札参加資格業者名簿(建設工事及び物品)に登録されている者であること。
- (2).地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。)第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。
- (3).政令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当すると認められた者にあつては、当該事実があつた日から 3 年を経過している者であること。
- (4).建設工事等の競争入札の公告の日から落札者決定の日までに野田市建設工事等請負業者等指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けていない者であること。
- (5).建設工事等の競争入札の公告の日から落札者決定の日までに野田市建設工事等暴力団対策措置要綱に基づく指名除外を受けていない者であること。
- (6).手形交換所により取引停止処分を受けたときは、停止処分を受けてから 2 年間が経過している者であること。
- (7).建設工事等の入札日前 6 月以内に手形または小切手が不渡りとなっていない者であること。
- (8).会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)の適用申請をしたときは、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がなされている者であること及び民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)の適用申請をしたときは、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がなされている者であること。
- (9).一般社団法人プレハブ建築協会の正会員であること。

(10).保育所の仮設工事实績があること。

(11).現場代理人は常駐とし、他現場との兼務は不可とする。

3.入札参加の申請

この入札に参加を希望する者は、次に掲げる書類を郵送（宅配便も含む）にて提出し、申請すること。

(1). 建設工事等競争入札参加資格審査受付票

(A4判、(仮称)アートチャイルドケア野田東部みどり保育園仮設園舎工事入札参加希望と明記し、会社名 ※捺印要、所在地、担当者、連絡先を記入)

(2). 入札参加資格要件2.(1)から(11)を証明する書類一式

(3). 入札参加の申請先

株式会社環境デザイン研究所 担当：浅井宛

郵便番号 106-0032

住所 東京都港区六本木 5-12-22

電話 03-5575-7173

4. 入札参加申請期限

令和2年10月21日(水)必着

5. 選定結果通知予定日

令和2年10月21日(水)メールにて通知

6. 設計図書の配布

令和2年10月21日(水)メールにて送信。現場説明は行わないが入札前に現場を確認すること。現場確認をしない場合は失格とする。(※)

(※上記3.(3)に確認日を事前連絡すること)

7. 工事に関する質問及び回答

質問期間 令和2年10月23日(金) 午後4時までに

エクセルにて作成のうえメールに添付して送信すること。

回答予定 令和2年10月26日(月)までにメールにて回答する

質問先 株式会社 環境デザイン研究所

担当 浅井宛

Tel 03-5575-7173

Fax 03-5575-7178

Mail asai@ms-edi.co.jp

8. 入札及び開札日時

入札及び開札日時 令和2年10月29日（木）午後1：30～

場所 東京都港区六本木 5-12-22

株式会社環境デザイン研究所 地階会議室

9. 入札の方法

- (1). 入札回数は1回とする。
- (2). 入札書には自己の見積もった契約希望金額（消費税込みの金額）を記載すること。
- (3). 入札書には内訳明細書（書式任意）を添付すること。添付しない場合は失格とする。
- (4). 入札を辞退する場合は、辞退届（書式任意、代表者押印）を入札前日までに上記3.(3)に提出すること。

10. 最終落札者の決定

最終落札者の決定は予定価格以内最低金額の入札者とする。

ただし、予定価格以内に入札者がいない場合は最低金額の提出者を第一交渉権者とし、協議に入るものとする。

11. 予定価格及び最低制限価格

本件は、予定価格事前公表をしない。

最低制限価格を設定する。最低制限価格を下回った場合は失格とする。

12. その他

ここに定めのないものや不明な点については7.質問先に照会すること。

以上